

## 職長等に対する安全衛生教育実施のご案内

労働安全衛生法第 60 条により

1. 建設業
2. 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
  - (イ) 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造及び動植物油脂製造を除く）
  - (ロ) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
  - (ハ) 衣服その他の繊維製品製造業
  - (ニ) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
  - (ホ) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
3. 電気業
4. ガス業
5. 自動車修理業
6. 機械修理業

以上に該当する業種の事業場では、作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長、班長、組長等第一線監督者）に対して、厚生労働省令で定めるところにより安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっています。

つきましては、下記の通り『職長の安全衛生教育』を実施いたしますので、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成 30 年 5 月 17 日（木） 8：50～16：10（受付 8：30～）  
18 日（金） 9：00～16：20

2. 会 場 京都府中小企業会館 8 階 801 会議室  
京都市右京区西院東中水町 17（西大路五条下ル東側）

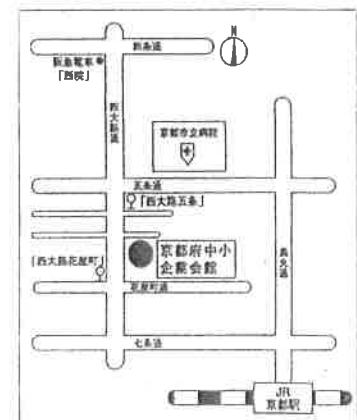
3. 定 員 100 名（定員になり次第締切らせていただきます）

4. 申込方法 裏面申込書に記入のうえ Fax 又は郵送にてお申し込み  
下さい。

後日受講票と請求書を郵送致しますので、受講票到着後  
5 日以内のお振込みをお願いいたします。

5. 申し込み先 (公・社) 京都労働基準協会 京都下支部  
〒615-0042 京都市右京区西院東中水町 17  
京都府中小企業会館 6 階

**TEL 321-2825 FAX 321-2826**



6. 受講料 会員事業場 12,960 円（12,000 円＋消費税）  
会員外事業場 16,200 円（15,000 円＋消費税）  
(申込後取消しの場合受講料は返金いたしかねますのでご了承下さい。)
7. テキスト代 864 円（800 円＋消費税） 職長の安全衛生テキスト
8. 受講注意事項 受講当日は、受講票を必ず受付に提出して下さい。
9. 修了証 全科目受講された受講者には、修了証が交付されます。

職長等の安全衛生教育講習申込書

京都労働基準協会・各支部会員

会員外 (いずれかに☑をしてください)  
 修了証交付につき正確に記入して下さい。

※ 受付No.	受講者 氏名	ふりがな
※ 修了証No.	同上生年月日	昭・平 年 月 日
※ 受付No.	受講者 氏名	ふりがな
※ 修了証No.	同上生年月日	昭・平 年 月 日
※ 受付No.	受講者 氏名	ふりがな
※ 修了証No.	同上生年月日	昭・平 年 月 日
※ 受付No.	受講者 氏名	ふりがな
※ 修了証No.	同上生年月日	昭・平 年 月 日
※ 受付No.	受講者 氏名	ふりがな
※ 修了証No.	同上生年月日	昭・平 年 月 日

(※欄は記入しないでください。)

平成 30 年 月

〒

事業場所在地

事業場の名称

代表者氏名

電話 番号

F A X 番号

御担当者名

メールアドレス